

事務連絡  
令和7年1月14日

福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合事務長 殿

福岡労働局労働基準部健康課長  
(契印省略)

化学物質管理を広く浸透させることを目的とした  
啓発活動の実施について（ご依頼）

平素より安全衛生行政に格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新たな規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月までに、約2,900物質程度が指定される予定です。

これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大します。

また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があります。これまで化学物質の管理の経験の少ない中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が必要となります。

このような状況を踏まえ、厚生労働省と環境省が連携し、令和6年度を初年度とし、毎年2月に化学物質管理強調月間を展開することにより、広く一般に事業場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとしています。

つきましては、貴機関が開催する各種説明会等での、下記自主点検表等の配布、広報誌への掲載等による幅広い周知にご協力していただきますよう、お願い申し上げます。

添付資料

- 1 令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001342208.pdf>



- 2 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

- 3 リーフレット「いつもの作業の「化学製品」適切に管理していますか？」 <https://chemiguide.mhlw.go.jp/poster.pdf>



担当連絡先

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東 2-11-1

福岡合同庁舎新館 4階

福岡労働局労働基準部健康課

担当：坂本

TEL092-411-4798